

## 原動機付自転車等の税率

平成28年度分から、全ての車両が次のとおり引き上げられます(当初、平成27年度から実施予定のものが1年延期されました)。

車種区分		現 行	改正後
原動機付 自 転 車	50cc以下	1,000円	<b>2,000円</b>
	50cc超90cc以下	1,200円	<b>2,000円</b>
	90cc超125cc以下	1,600円	<b>2,400円</b>
	ミニカー50cc以下	2,500円	<b>3,700円</b>
二 輪 の 軽自動車	125cc超250cc以下	2,400円	<b>3,600円</b>
二 輪 の 小型自動車	250cc超	4,000円	<b>6,000円</b>
小型特殊 自 動 車	農耕作業用	1,600円	<b>2,000円</b>
	その他 (フォークリフト等)	4,700円	<b>5,900円</b>
二輪のトレーラー等		2,400円	<b>3,600円</b>
雪上車		2,400円	<b>3,000円</b>

平成28年4月1日

## 軽自動車税の税率が 平成28年度から 変わります

地方税法の一部改正により、平成28年度から全国一律で軽自動車税の税率が変わります。

車両の種類や最初の新規登録年月によって適用される税率が異なりますのでご確認ください。

## 軽自動車の税率(part 1)

三輪および四輪以上の軽自動車は、「最初の新規登録」年月により、下表のいずれかの税率になります。

また、「最初の新規登録」から13年経過した車両には、平成28年度分から重課税率が適用されます。

※「最初の新規登録」年月とは、車検証の「初度検査年月」のこと

※車検証に『初度検査年』までしか記載のないものについては、その年の12月に検査を受けたものとみなします。

車種区分			①	②	③
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

①平成27年3月31日以前に「最初の新規登録」した車両に適用されます。※ただし、③に該当する場合があります。

②平成27年4月1日以降に「最初の新規登録」した車両に適用されます。

③「最初の新規登録」から13年経過した車両に適用されます。(重課税率)

／ 待望の温泉施設 ／

### あだたら山 奥岳の湯

営業時間 10時～17時

料 金 大人 600円

小人 400円

※大人(中学生以上)、小人4歳以上

二本松市奥岳温泉

あだたら高原スキー場



※画像はイメージです。

● TEL 0243-24-2141

● <http://www.adatara-resort.com>

### あだたら高原スキー場

大好評 キッズパーク

スキーこどもの日 毎月第3日曜日

◆小人1日券1,000円 ◆小人以下スキースクール半額

◆宝探し大会13:30～ ◆パティントンベアと餅つき大会

毎週 火曜日はレディースDay 1日券がお得!!  
水曜日はシニアDay

※レディースDay

大人・シニア・中学生 2,000円

小人 1,000円(12/29-1/12は除く)

※シニアDay

シニア2,000円

(12/30は除く)

## 軽自動車の税率(part 2) ～グリーン化特例～

次の要件を全て満たす三輪および四輪の軽自動車は、平成28年度分に限り税率が軽減(軽課)される特例が適用されます。

- ・平成27年4月1日～平成28年3月31日までの間に「最初の新規登録」した車両
  - ・排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両(下表のとおり)
- ※各燃費基準の達成状況は、車検証の備考欄に記載されています。



### グリーン化特例対象一覧

			軽減後の年税額		
車種区分		条件	平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)		
			乗用 平成32年度燃費基準 +20%達成車 貨物用 平成27年度燃費基準 +35%達成車	乗用 平成32年度燃費基準 達成車 貨物用 平成27年度燃費基準 +15%達成車	
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪			1,000円	2,000円	3,000円

### 軽自動車の 名義変更・廃車 のご案内

軽自動車を譲渡したとき、使用しなくなったとき、住所を移転したとき等は、お早目の手続きをお願いします

書類の提出場所等は下表のとおりです。

車種区分	提出場所等
軽四輪自動車	軽自動車検査協会コールセンター ☎050(3816)1837
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下のバイク)	全軽自協福島事務所 ☎024(546)2577
二輪の小型自動車 (250cc超のバイク)	東北運輸局福島運輸支局 ☎050(5540)2015
原動機付自転車 小型特殊自動車	税務課市民税係☎(55)5085 または各支所地域振興課

◎問い合わせ…税務課市民税係 電話(55)5085

ありがとう  
心静かに手を合わす。

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備

社の中の斎場

ほうりん

ほうりん斎場 二本松市上竹2-286-1  
TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377  
東和斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15-1  
大山斎場 大玉村大山字玉貫19-7  
福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4  
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

税のお知らせ

税の申告は忘れなく

申告相談期間

2月8日(月)

～3月15日(火)

平成27年分所得(平成27年1月1日から12月31日までの所得)に関する市民税・県民税等の申告の時期が間近になりました。市では、2月8日から3月15日まで所得申告相談受付を行います。

この申告内容が、平成28年度の市民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定の基礎となりますので、忘れずに申告してください。

※日程および申告に必要な書類等の詳細は、広報にほんまつ1月号と同時にお配りした「平成28年度(27年分)市民税・県民税(国民健康保険税)に係る所得申告について」をご覧ください。

申告相談の注意点

▽申告相談は、平成28年1月1日現在、住所がある地域の会場の地区指定日にご来

場ください。

※二本松税務署が行う所得税の確定申告の受付会場(市民交流センター)、2月10日(3月15日)は、地区指定がありません。

▽申告相談受付期間中は、申告相談受付会場以外(市役所税務課、各支所地域振興課等)での相談受付はしていません。

▽税務署から送付された申告書等があり、市の相談会場で申告される場合は、その書類も持参してください。

▽「平成28年度市民税・県民税(国民健康保険税)申告書」を各世帯に1部配布しています。申告書の用紙が必要な場合は、税務課(市役所1階)、各支所地域振興課、各住民センターで事前に受け取ることが出来ます。

▽営業、農業、不動産等の収入がある方は、収支内訳書および売上、仕入れ、経費等が分かる帳簿、領収書または書類等を整理し持参してください。

▽給与や年金等の源泉徴収票は、原本を持参してください

い。源泉徴収票を事業所等から交付されていない方は、事業所等に依頼し申告時までに交付を受けてください。

▽税務署の判断を必要とする複雑な申告内容の場合(雑損控除、株式譲渡、先物取引、土地・家屋の譲渡等)は、市民交流センターへご案内させていただく場合があります。

個人住民税の主な改正点

ふるさと納税の特例控除限度額の引き上げとワンストップ

特例制度の創設

地方団体に対する寄附金に係る特例控除額の上限が、市民税・県民税の所得割額の10%から20%に引き上げられました。

また、確定申告を行わない給与所得者等が寄附を行う場合は、簡素な手続きで控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

対象となる方は、寄附金控除を受ける目的以外で所得税の確定申告や住民税の申告をする必要のない方です。次の項目に該当する方は対象とな

りませんので、これまでと同様、確定申告により寄附金控除を受けてください。①確定申告を行う必要がある自営業者等 ②給与所得者であつても、年末調整を受けていない方(給与収入が2,000万円以上あるまたは年の途中で退職・就職した) ③給与所得者で給与以外の所得(不動産所得、配当所得、一時所得、土地・建物・株式等資産の譲渡所得など)がある方 ④2カ

所以上から給与の支払を受けている給与所得者 ⑤公的年金等所得者で確定申告または住民税の申告を必要とする方 ⑥医療費控除などの各種所得控除や住宅ローン控除の適用を受けるため確定申告をするなど

また、寄附をした自治体の数が5団体以下で平成27年4月1日以後に行った「ふるさと寄附金」が対象となります。この特例の適用を受けるためには、寄附先団体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の申請が必要です。詳しくは寄附を行う団体にご確認してください。

ふるさと寄附金(ふるさと納税)やワンストップ特例制度に関する質問については、総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」よくある質問をご覧ください。

住宅借入金等特別税額控除の延長

住宅借入金等特別税額控除について、消費税率の10%への引き上げ時期が平成27年10月から平成29年4月に変更されたことから、居住年の適用期限が平成31年6月30日までの1年半延長されました。平成26年4月から平成31年6月までの間に入居した方で、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合、所得税において控除しきれなかった控除可能額のうち、所得税の課税総所得金額等の7%(136,500円を上限)を限度として控除が適用されます。

また、それ以外の場合においては5%(97,500円を上限)を限度として控除が適用されます。

◎問い合わせ先：税務課市民税係

☎(55)50855

**確定申告はインターネットで行うことができます**

国税電子申告システム(e-Tax)を利用して、自宅にいながら所得税の確定申告をすることができます。

電子申告をするためには、電子証明書付住民基本台帳カード(住基カード)または個人番号カードが必要となります。詳しくは左記に問い合わせるか、市のウェブサイトでご確認ください。

電子証明書を読み込むためには、カードリーダーライターが必要です。市では、無料貸出用のカードリーダーライター(対応OSについてはお問い合わせください)を12台準備しています。必要な方は、お早めにお問い合わせください。

電子申告について、詳しくは左記ホームページをご覧ください。

e-Taxホームページ  
<http://www.e-tax.rta.go.jp/>

◎問い合わせ…

税務課市民税係  
 ☎(55)5085

**償却資産(固定資産税)の申告を忘れずに**

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産について申告をしなければならぬことになっていきますので、該当される方は忘れずに申告してください。

なお、昨年申告があった方には申告書を送付しています。新たに事業を始めた方や初めて償却資産を取得された方は、税務課資産税係にご連絡ください。

**申告の対象**

会社や個人で工場、商店、農業などの事業を営む方が、その事業のために使用している構築物、機械、器具、備品等で土地および家屋を除く事業用有形固定資産が対象となります。※太陽光発電設備も対象となる場合があります。

**申告書の提出期限**

平成28年2月1日(月)

**提出場所** 税務課資産税係

または各支所地域振興課・各住民センター

※地方税電子申告システム(eL-TAX)による申告を利用できます。初めて利用

される場合は、電子証明や利用届出が必要になりますので、お早めに手続きをしてください。

◎問い合わせ…

税務課資産税係  
 ☎(55)5086

**寝たきり高齢者等の  
おむつ代の医療費控除**

寝たきりの高齢者等のおむつ代を所得税確定申告または市民税・県民税申告で医療費控除の対象とするには、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が必要です。

ただし、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険の要介護認定を受けている方は、市が発行する「主治医意見書確認書」を「おむつ使用証明書」に代えることができますので、高齢福祉課または各支所地域振興課で申請してください。

**要介護認定時の主治医意見書  
で市が確認する内容**

- ・主治医意見書の作成日
- ・要介護認定の有効期間
- ・障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

・尿失禁の発生可能性

◎問い合わせ…

高齢福祉課介護保険係  
 ☎(55)5115

**修正申告書等の提出を  
お願いします**

税務署では、適正かつ公正な課税を実現するため、不動産使用料の支払調書をはじめとする各種情報を収集・分析するとともに、納税者の方に自発的な修正申告を行っていただくための取り組みを充実させていくとしています。

納税者の皆さまにおかれましては、適正申告を行っていただくため、申告内容の自己点検(見直し)を実施していただき、誤りがあった場合には、自主的な修正申告書等の提出をお願いします。

※調査によらない自主的な修正申告書の提出については、過少申告加算税は課されません(無申告または当初申告が期限後申告の場合は、無申告加算税が課される場合があります)。

◎問い合わせ…二本松税務署

☎(22)1192



やすらぎの丘 二本松斎場

全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

**丸又葬儀社**

本店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 ☎0243-22-5598  
 二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

0120-03-5598